

## キョウボウザイ・クイズ（初級編）

### ★答&解説★

問1：キョウボウザイ、漢字で書いたらどれでしょう？

- A. 凶暴罪
- B. 共謀罪
- C. 狂暴罪

問2：キョウボウ罪は、「団体」が犯罪をやろうと話し合っ合意するのを罰するもの。その対象となる犯罪は、いくつぐらいあるでしょう？

- A. 約20
- B. 約180
- C. 約620

問3：キョウボウ罪が対象としている「団体」はどんな団体でしょう？

- A. 暴力団だけ
- B. 暴力団とテロリストだけ
- C. すべての団体

問4：キョウボウ罪が対象とする「団体」は何人以上の集まりでしょう？

- A. 2人以上
- B. 5人以上
- C. 10人以上

問5：話し合いに加わって合意した人が罪に問われない場合があるのは、次のどれでしょう？

- A. 合意から抜けたとメンバーに宣言する
- B. 警察に「こんな合意をしました」と自首する
- C. みんなを説得して犯罪の実行を止めさせる

問6：話し合ったことが犯罪になると知らなかった場合は、どうなるでしょう？

- A. 罰せられない
- B. 罰せられる
- C. 罪が軽くなる

問7：次のうち、キョウボウ罪の対象とならないのはどれでしょう？

- A. 脅迫の相談
- B. 万引きの相談
- C. CDを数枚コピーして売る相談

問1：B

「共謀罪」の「共謀」は、「複数の人が悪いことを計画する」という意味。「団体」が犯罪をやろうかと話し合っ合意することを罰するものです。だれもなにもしていないで、なんの被害も出ていない段階で、罰せられます。「相談罪」ということばも使われていましたが、今は一般的ではありません。

問2：C

2005年7月時点の法務省の発表によれば、対象となる犯罪は619あります。数は発表のたびに増えています。今後さらに増えることが予想されます。

問3：C

共通の目的を持っていて、役割分担ができていれば、対象とされる「団体」になります。一般企業も、マスコミも、市民グループも、宗教団体も、町内会も、同窓会も対象となり得ることを、政府は答弁で認めています。

問4：A

政府は答弁で2人でも団体となり得ると認めています。

問5：B

最初に自首をした人だけ、刑が半分になったり免除されたりします。これは、密告の奨励につながるといわれている規定です。

問6：B

法律を知らなくてもそれで罪が軽くなることはありません。

問7：A

共謀罪は、刑の上限が4年以上の犯罪について相談・合意するのを罰するもの。「脅迫罪」は最高2年の懲役、「窃盗罪」は最高10年の懲役、「著作権侵害」は最高5年の懲役と定められています。したがって、共謀罪の対象とならないのは、一般の感覚には反するかもしれませんが、「脅迫の相談」です。